

令和4年度（2022年度）事業計画

全国産業資源循環連合会（以下「全産連」という。）は、産業廃棄物の適正処理を基本に、業界の振興に向け、重点事項として人材育成、安全衛生、低炭素化、災害廃棄物対策等の各事業に取り組む。

各事業の執行に当たっては、収支改善の徹底を念頭に置き、合理的・効率的・効果的な事業の進捗を図る。

I 適正処理の推進

1 マニフェストシステムの普及啓発

産業廃棄物の排出事業者及び処理業者による適正処理確保のため、マニフェスト（産業廃棄物管理票）システムの普及啓発及び頒布事業を推進する。

正会員が使用している「マニフェスト管理システム」について必要に応じ機能の修正を行う。

2 産業廃棄物委託契約書標準様式等の普及啓発

排出事業者及び処理業者の役割分担と責務を明確化し、双方の信頼と協力のもとで産業廃棄物の適正な処理を進めるために、「産業廃棄物処理委託契約書標準様式」及び「産業廃棄物埋立処分委託契約書（様式）」の普及啓発に努める。

3 産業廃棄物処理・リサイクルに関わる各種調査・研究及び普及啓発

下記の調査・研究・普及啓発にあたっては、電子的手段を活用する。

- ・産業廃棄物処理及びリサイクルに関わる規制とそれへの対応について実態を把握し、当業界としての対応方針を検討する。また、廃棄物処理及びリサイクルに関わる者にその結果等を周知する。
- ・会員企業の経営状況に関する調査を継続的に実施し、業界の景況動向の基礎資料を得る。
- ・廃棄物資源循環学会と連携し、「廃棄物最終処分場廃止基準の調査評価方法」の改訂に向けた調査・検討を進める。

4 優良認定制度の普及促進等

廃棄物処理法の優良産廃処理業者認定制度の普及に努めるとともに、優良認定制度の一層の普及にあたっての課題を検討し、必要な制度改正等を国に適宜働きかける。

5 災害廃棄物処理支援

自然災害が毎年のように多発している状況を踏まえ、地方公共団体と正会員協会（都道府県協会）が平時から密接に連携し、災害発生後は直ちに都道府

県協会が産業廃棄物処理業者による支援の中心を円滑に担うことができるようにするため、災害廃棄物委員会の検討を中心に、特に、日頃からの備えの体制及び初動体制の構築を進める。

6 広報活動

産業廃棄物の適正処理、循環型社会形成のための取り組み、地球環境保全の取り組み等について、社会的理解が得られるようにするため、全産連はじめ正会員の事業活動について幅広く紹介するなど、産業廃棄物処理業界の取組について広く普及啓発する。

(1) 不適正処理の排除と未然防止

① 不法投棄防止のための啓発、監視等公益事業活動への支援

正会員との連携のもと、不法投棄防止等適正処理のための啓発活動を行うとともに、不法投棄の監視及びパトロール等の活動への支援を行う。

② 支障除去事業等への支援等

原状回復活動及び適正処理推進事業等に支援・協力する。

(2) 産業廃棄物と環境を考える全国大会

令和4年度の産業廃棄物と環境を考える全国大会（第19回大会）は中止することとするが、令和5年度（2023年度）秋の開催を念頭に置き、全国大会の内容等について事務局が検討し、必要に応じて共催団体との協議を行う。

(3) 産業廃棄物総合専門誌「月刊いんだすと」の発行

産業廃棄物に関する理解促進のための情報提供及び問題提起の場として、産業廃棄物総合専門誌「月刊いんだすと」を発行する。

(4) ホームページ等の充実・活用

ホームページを通じて、全産連の事業活動の普及啓発を行う。最新の事業活動の状況を提供するとともに、産業廃棄物に関する行政の動向その他最新情報を発信する。

II 地球温暖化対策の推進

2050年カーボンニュートラルを政府が主導する中、産廃業界自ら出来ることと電力のグリーン化など他業界に期待することを十分区別した上、産業廃棄物処理業界の努力とそれへの支援に役立つ事業とする。このための支援方策の検討を行う。

また、全産連低炭素社会実行計画に基づき、電子的手段を活用して実態調査を行う。

III 人材育成の推進

1 産業廃棄物処理実務者研修会（eラーニング）

産業廃棄物処理に関わる全ての者を対象として、廃棄物処理法に規定する「委託契約」、「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」などの基礎知識を習得するための研修会をeラーニングにて開催する。また、研修会等で使用するテキストの販売及び研修内容の充実化に向けた検討を行う。

2 産業廃棄物処理現場業務eラーニング講座

産業廃棄物の処理現場で従事している者を対象とした能力アップセミナーを受講しやすくオンライン化して、処理現場に係る「法令」、「安全衛生」、「作業工程管理」、「留意点等」について短期間で習得できるカリキュラムに編成し「収集運搬現場業務」、「中間処理現場業務」、「最終処分現場業務」の3つのeラーニング講座を提供する。

3 産業廃棄物処理検定（廃棄物処理法基礎）

廃棄物を処理する上で必要な正しい法的基礎知識が身についていることを確認する試験として、2023年2月19日に実施する。受験資格は特に設けず誰でも受験することができる。合格者には、合格証カードを授与する。

4 最終処分場維持管理技術研修会

最終処分場の維持管理部門の責任者及び従事者を対象として、最終処分場維持管理技術研修会を開催する。

5 業界としての資格制度の構築等に向けた検討

産業廃棄物処理における業務主任者（仮称）の資格制度と外国人技能実習試験機関について、将来の実施に備え必要となる联合会内での検討を行う。

IV 協力支援事業

1 許可講習実施協力

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する許可申請に関する講習会及び特別管理産業廃棄物管理責任者講習会等に関する講習会の実施協力団体として、正会員とともに運営に協力をする。

V 労働安全衛生等への取り組み

令和2年度を実施初年度として3年間にわたり正会員が実施する「産業廃棄物処理業における第2次労働災害防止計画」の着実な実施に向けた支援を行う。また事業所における安全衛生規程の普及を図るため、引き続き联合会ホームページにより情報提供を行う。

当業界におけるこれらの取り組みについては、関係する行政機関にも周知し、協力を求めていく。

VI 組織活動の活性化及び会員支援

産業廃棄物処理業界の発展と社会的地位の向上及び本会組織の強化に向け、

以下の事業を活性化し、全産連及び正会員の組織活動を推進する。

1 振興法案及び振興方策の実現

全産連政治連盟と連携しながら、環境省、産業・資源循環議員連盟等に対して、本業界の振興のために振興法案の制定や必要な法制度改正等を働きかける。

2 表彰

産業廃棄物処理業界の発展に貢献された方及び事業所並びに従業員の方々に、本会会長名による表彰を行う。また、正会員協会の設立・組織拡充、事業発展等に多大な貢献が認められる者等に対し本会会長名による感謝状の授与及び叙勲・各種大臣表彰等への推薦を行う。

3 全国会議等の開催

(1) 正会員全国会議等の開催

全国正会員会長・理事長会議、全国正会員事務局責任者会議(年度内2回)及び正会員事業研修を必要に応じてオンライン会議形式で開催する。

(2) 地域協議会の開催

8つの地域協議会では、本会の活動状況に係る情報を地域協議会内で共有しつつ、地域の実情に即した意見を集約する。本会は各地域協議会の当該運営等に対し支援する。

4 委員会・部会及び青年部協議会の活動の推進

委員会及び部会の開催は、全てオンライン会議形式とする。

(1) 委員会

① 総務倫理委員会

全産連の組織の強化・事業運営等に関する課題に加え、業界倫理・コンプライアンス等に関する課題を検討する。

② 法制度対策委員会

廃棄物処理法等の見直しに関する平成28年3月31日付の全産連要望事項の実現に向けて必要な取組を図るほか、新たな規制措置等の動きについても適切に対応する。また、「産業資源の循環的な利用を促進するための産業廃棄物処理産業の振興に関する法律案」の制定に向けて必要な課題の検討を行う。

③ マニフェスト推進委員会

マニフェストの使用状況や利用者ニーズを把握することによりマニフェストシステムの課題を抽出し、一層の利便性向上に努めるための検討を行う。

④ 教育研修委員会

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施している許可講習会について円滑な実施協力のための検討を行う。

⑤ 安全衛生委員会

正会員が実施する「産業廃棄物処理業における第2次労働災害防止計画」の着実な実施に向けた方策を検討する。

⑥ 災害廃棄物委員会

自然災害が多発している状況を踏まえ、近年の災害廃棄物処理の経験や課題をもとに、災害発生時に被災地域等の正会員がより一層機動的に支援活動を行うことができるようにするため、平時からの体制強化等について検討する。

(2) 部会

産業廃棄物処理業における業態ごとの課題等を整理し、今後の事業展開の方向性等を検討する。またこれらの情報を正会員傘下の会員企業等において共有する。さらに廃棄物処理法等の規制改革に向けた検討を行う。

- ・ 収集運搬部会
- ・ 中間処理部会
- ・ 最終処分部会
- ・ 医療廃棄物部会
- ・ 建設廃棄物部会

(3) 青年部協議会

次代を担う世代の育成を図るため、青年部協議会が取り組む自発的な活動に協力するとともに、可能な範囲で支援を行う。

5 関係機関・団体との交流、協力

環境省をはじめとする国の機関や諸団体、学会等との連携・交流を深め、必要な提言要望活動等を行う。また、行政機関や関係団体等が実施する調査検討委員会等へ委員を派遣する等の協力を行う。

6 会員への支援

(1) 関係制度への対応及び関連情報の提供

廃棄物処理法等の産業廃棄物に係る制度及び関連税制等へ適切に対応するとともに、法令改正等の情報を収集・提供する。

(2) 産廃手帳

産業廃棄物処理に携わる方々の必携の手帳として産廃手帳「INDUST」2023年版を製作発行する。

(3) 産業廃棄物処理施設賠償責任保険及び業務災害補償制度

産業廃棄物処理施設で起こる万一の事故に備えるための第三者向け処理

施設賠償責任保険、新型コロナウイルスを含む感染症対応労災上乗せ制度及び業務災害時における補償制度について、斡旋及び紹介を行う。

(4) 図書斡旋

産業廃棄物処理業に関連する図書・製品等の斡旋及び紹介を行う。